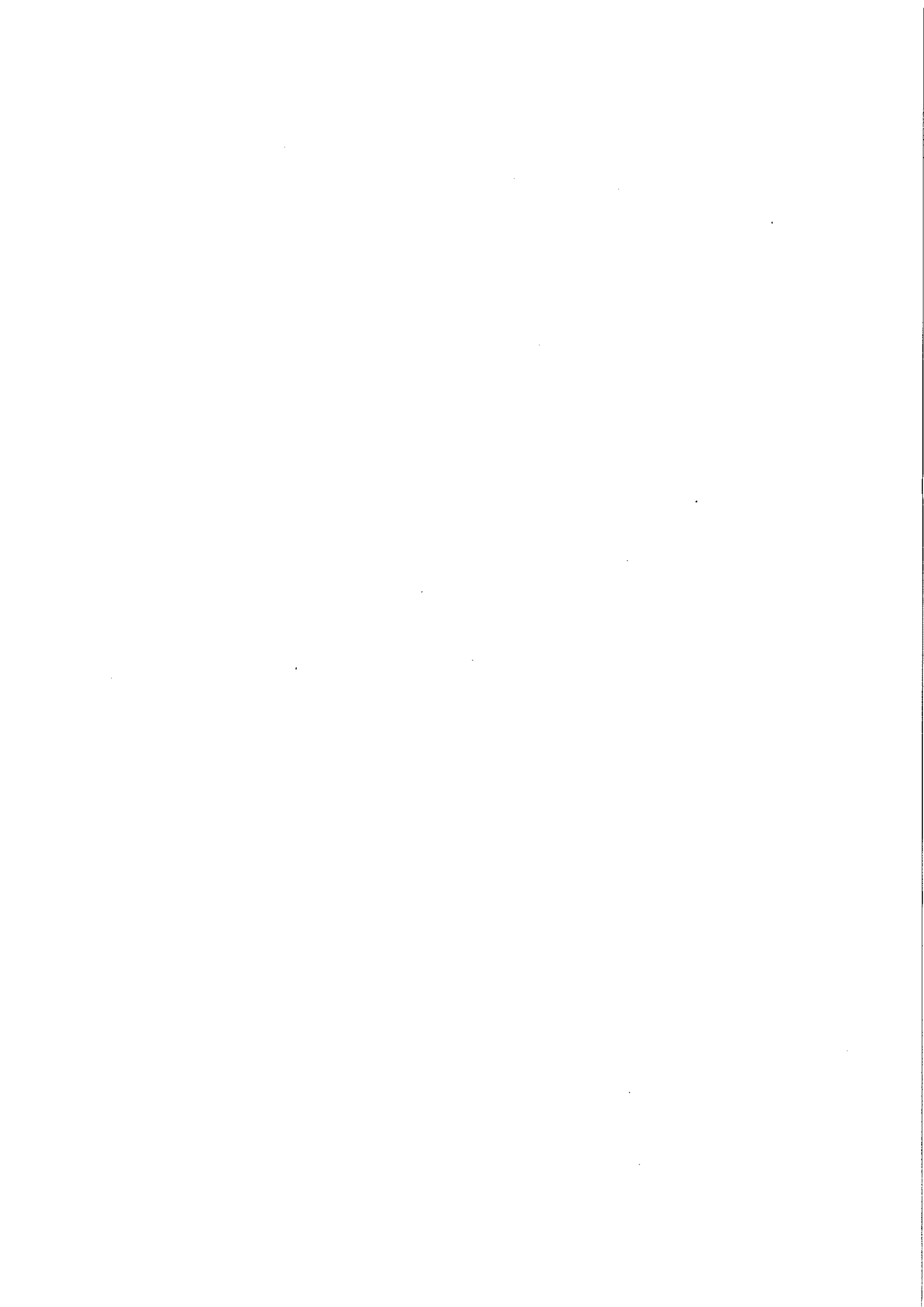


# 関 連 資 料

平成23年10月

茨木市立保育所  
民営化庁内検討委員会



# 目次

■決定事項について（報告）	1
■民営化事業における留意事項等検討シート（記載例）	2
■茨木市立保育所民営化基本方針	3
■茨木市立保育所民営化に伴う協定書（様式）	9
■平成 年度 茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領（様式）	12
■土地使用貸借契約書（様式）	16
■（仮）建物等譲与契約書（様式）	18
■建物等譲与契約書（様式）	20
■茨木市立〇〇保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会設置要綱（様式）	22
■茨木市立保育所民営化移管先法人申込参考資料（目次）	24
■茨木市立保育所民営化移管先法人申込書（様式）	25
■茨木市立保育所民営化移管先法人応募に係る関連書類（表紙）	26
■茨木市立保育所民営化移管先法人応募に係る関連書類（目次）	27
■茨木市立保育所移管先法人選考評価表（平成18年度）	28
■茨木市立保育所移管先法人選考評価表（平成19年度）	29
■茨木市立保育所移管先法人選考評価表（平成20年度）	30
■茨木市立保育所移管先法人選考評価表（平成21年度）	31
■合同保育・引継保育等の体制について	32
例1（現状維持）	32
例2（改善の方向性1）	33
例3（改善の方向性2）	34
■児童福祉施設最低基準（抜粋）	35



(あて先) 市長

茨木市立保育所  
民営化庁内検討委員会  
委員長 津田 信隆

### 決定事項について（報告）

標記について、平成23年8月12日に決定いたしました「茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書」等を踏まえ、民営化事業の継続性について、平成23年10月4日（火）に開催しました本委員会の会議において協議した結果、下記のとおり決定しましたので、報告します。

### 記

#### 1 検討事項

- (1) 茨木市立保育所民営化事業の継続について
- (2) 新たな民営化基本方針について

#### 2 内容

- (1) 民営化事業は継続すべきと判断する。
- (2) 民営化事業の継続にあたっては、保育における今日的課題を踏まえ、民営化基本方針を改定すべきと判断する。

#### 3 理由

- (1) 民営化事業評価の結果から、市民にとっては、在宅での子育て支援をはじめ、病児・病後児保育や一時保育などの保育ニーズへの対応、さらには、住み慣れた地域で安心して子育てすることができるよう、保健医療制度や相談体制の充実を図るなど、全ての子育て家庭への支援策を拡充できる効果があったこと。
- (2) 移管先法人にとっては、事業規模が拡充し、創意工夫した独自の保育を普及させる機会が拡大するなど、基本方針に示す「保育サービス提供の中心的役割を担う」という方向につながるとともに、法人運営基盤を強化する効果もあったと考えられること。
- (3) 上記2項のような効果を生む上で、今回、行った民営化の手法は、保護者及び移管先法人の双方から、一定、課題等の指摘があるものの、移管条件も履行されており、概ね、公正・妥当であったと考えられること。
- (4) 保護者アンケートの結果、満足度が高いこと。

民営化事業における留意事項等検討シート

区分	基本方針	項目	民営化の方法	関連項目	協定書
					募集要領
■現状	基本方針の項目番号を記載しています。		留意事項等の（検討していただく）項目を記載しています。	協定書の項目番号を記載しています。	
				移管先法人募集要領の項目番号を記載しています。	

これまでの取り組み状況や項目に対する考え方を表すとともに、現、基本方針に規定しています内容についても記載しています。

■保護者及び移管先法人からの意見

民営化事業評価に関する報告書に記載のある保護者や移管先法人からの意見を基本としつつ、保護者及び移管先法人アンケート結果に基づく提案や意見を表しています。  
また、民営化事業評価に関する報告書及び両アンケート結果報告書に記載のある、又は、関連する頁を明記しています。ただし、意見等がない場合は、それぞれの報告書における頁の記載はありません。

■留意事項及び課題等

民営化事業評価に関する報告書及び保護者・移管先法人アンケート結果を踏まえ、項目に対する留意事項及び課題等について、記載しています。

■項目の継続及び改善の必要性の有無

判定を踏まえ、項目の継続又は改善の考え方を表しています。

重要性	必要性	有効性	判定	■今後の考え方

■今後の移管条件（方向性）

方向性 1	方向性 2
-------	-------

重要性、必要性については、民営化事業評価に関する報告書やアンケートの結果を踏まえ、民営化事業を継続するにあたり、上記項目は重要であるか、また、必要があるのかを、「高い、やや高い、やや低い、低い」の4段階で表しています。また、有効性については、これまでの取り組み状況を踏まえ、基本方針の目的・目標の達成に向けて、有効な方法であったかを、同様に4段階で表しています。  
判定については、これらを踏まえ、項目を継続するか、改善するのかを表しています。

「■項目の継続及び改善の必要性の有無」における考え方を踏まえ、上記項目について、これまでの手法を継続するもの、また、これまでの手法から改善するもの、それぞれに、方向性を提案しています。  
なお、継続する項目については、以前の基本方針における内容をそのまま示しているもの、また、分かりやすく示しているものがあります。

## 茨木市立保育所民営化基本方針

(平成18年1月24日市長決定)

### 1 目的

近年において多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、保育行政の新たな施策の展開に向けて、公・私立保育所(園)の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にする中で、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、厳しい財政環境の中であって、民間活力の導入(民営化)を図り、より効果的・効率的な保育所運営をめざす。

### 2 市立保育所の機能と役割

地域区分による公・私立保育所(園)の配置バランスを見直し、存続する市立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努める。

- ・ 幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。
- ・ 地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。
- ・ 一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。

### 3 民営化の考え方

- ・ 市立保育所の民営化は、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など様々な保育ニーズが要望されていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。
- ・ 私立保育園は、保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は、保育サービ

スの水準の維持、向上に向け障害児保育の拡充や各種施設との連携など、地域全体の保育力の向上に努める。

#### 4 民営化する保育所の考え方(施設配置)

現在、市内には市立保育所18箇所、私立保育園16箇所の計34箇所ある。

民営化にあたっては、市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を5ブロック(東・西・南・北・中央)<sup>※1</sup>に分け、1ブロックに最低1箇所以上の市立保育所を存続させるものとし、当面、8箇所の保育所の民営化を実施する。ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとする。

注1. P5.6資料参照

#### 5 民営化する保育所の選定

- ① 民営化を検討するにあたり、それぞれの地域の中で、拠点施設としての今後の市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所と私立保育園の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。
- ② 所庭が児童遊園と併設していないこと。

#### 6 民営化の方法

##### (1) 移管の条件

- ① 土地については、無償貸与とする。
- ② 建物及び備品等については、無償譲渡とする。

##### (2) 移管先法人の選定

- ① 保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、市有地を無償貸与、保育所施設等を無償譲渡することから社会福祉法人とする。
- ② 移管先については、公募を基本とする。
- ③ 移管先の決定は、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。



- ④ 選定については、(仮称)「茨木市立保育所民営化選定委員会」を設置し選定する。

(3) 現状における保育内容の継続

民営化するにあたって、移管先法人の保育所運営については、移管予定の保育所が実施している一定の保育内容等を継続して実施する事項として提示し、移管後の履行事項として義務付ける。

- (1) 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること
- (2) 保育士の年齢構成は、年齢バランスを考慮し、一定経験年数を持った保育士の配置に努めること
- (3) 保育時間は、最低現行の保育時間を継続すること
- (4) 費用負担については、本市が予め認めた費用以外、保護者負担の軽減を図ること
- (5) 休園日は、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること
- (6) 給食は、アレルギー児の対応を行うこと
- (7) 健康診断は、内科検診、歯科検診等を実施すること
- (8) 障害児保育は、現行どおり実施すること
- (9) 苦情処理の仕組みを整備すること

(4) 移管先法人への引継ぎ

民営化によって、それまでの保育士が全員変わるなど子ども達への保育環境が大幅に変わることから、その影響を最小限に止めるため、茨木市が指定する引継期間において、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子ども達が新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう図るなど円滑な移行に努める。

(5) 三者協議会

移管先決定後及び移管後において、当分の間(移管時の園児が在園している間)、茨木市、移管先法人、当該保育所の保護者からなる三者協議会において、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに問題点

の改善に努める。

## 7 民営化の年次計画

平成19年度を初年度として、4年間かけて実施する。

なお、民営化する箇所数の追加を可能とする。

### 【時期及び移管保育所】

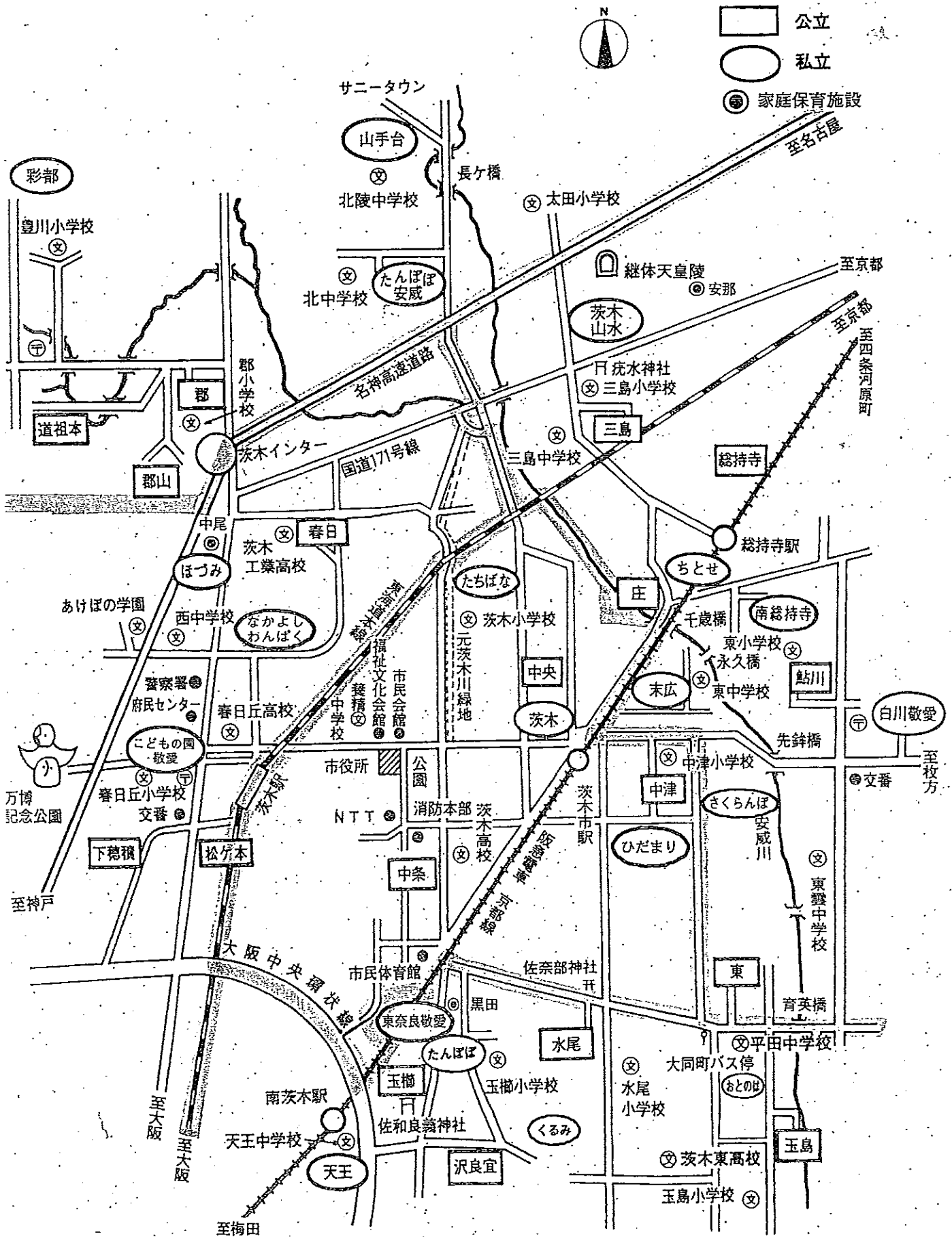
移管時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日
移管保育所名	中条保育所 三島保育所	玉櫛保育所 水尾保育所	松ヶ本保育所 郡山保育所	東保育所 庄保育所

ブロック別保育所配置状況

( ) 内 : 定員 : 人

ブロック	市立保育所名	私立保育園名
東	三島(120)・総持寺(70) 庄(70)・鮎川(120)・東(90)	茨木山水(150)・ちとせ(120)・末広(90) 白川敬愛(149)・さくらんぼ(30)
西	春日(90)・下穂積(120) 松ヶ本(90)	ほづみ(90)・なかよしわんぱく(30) こどもの園敬愛(60)
南	玉櫛(120)・水尾(120) 沢良宜(90)・玉島(120)	東奈良敬愛(90)・たんぼぼ(90) 天王(150)
北	道祖本(170)・郡(120) 郡山(120)	第二末広(90)・たんぼぼ安威(120)
中央	中央(110)・中津(120) 中条(150)	茨木(70)・たちばな(150) ひだまり(20)

# 公・私立保育所等の所在地



## 茨木市立保育所民営化に伴う協定書

茨木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇福祉会（以下「乙」という。）とは、茨木市立〇〇保育所の民営化に伴い、次のとおり保育所運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を交換する。

### （総 則）

第1条 乙は、甲が実施していた保育内容等を可能な限り継続して実施するとともに地域に根ざした保育所運営に努め、次条以下の内容にしたがい保育を行うものとする。

### （基本事項）

第2条 基本事項は、次のとおりとする。

- (1) 保育内容は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を基本とし、保育計画及び指導計画を作成し、実施する。
- (2) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）その他関係法令を遵守する。
- (3) 障害児保育については、茨木市障害児保育実施要綱（平成14年4月1日実施）に基づき、甲乙連携し、実施する。

### （開所日等）

第3条 開所日等は、次のとおりとする。

- (1) 開所日は、原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、月曜日から土曜日までとする。
- (2) 保育時間は、原則として午前7時から午後7時まで（延長保育を含む。）とする。
- (3) 保育料、延長保育料、給食（主食）費、傷害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保険料をいう。）以外の経費を保護者から徴収する場合は、三者協議会において協議する。
- (4) 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかける。
- (5) 給食の献立は、あらかじめ保護者に通知するとともに、毎日の給食内容を展示する。
- (6) 給食のアレルギー児対応については、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況により対応する。
- (7) 宗教食についても、前号と同様の配慮を行う。
- (8) 健康診断については、年3回以上の内科検診、年2回以上のギョウ虫検査並び

に年1回以上の歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診及び尿検査を実施する。

(保育士配置基準等)

第4条 保育士配置基準等は、次のとおりとする。

(1) 保育士の配置は、甲の配置基準と同じく次のとおりとする。

- 0歳児クラス 乳児3人に対し保育士1人
- 1歳児クラス 乳児5人に対し保育士1人
- 2歳児クラス 乳児6人に対し保育士1人
- 3歳児クラス 幼児20人に対し保育士1人
- 4歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人
- 5歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人

(2) 保育士(常勤)は、その2分の1以上が経験年数4年以上を有する者とする。

(3) 施設長は、保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者とする。

(4) 専任の看護師を常勤で配置する。

(5) 栄養士を配置する。

(6) 茨木市立〇〇保育所に勤務していた臨時職員及びパート職員が引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮する。

(7) 保育所定員(弾力化後)構成及び受入年齢は、茨木市立〇〇保育所における内容を継承するものとし、これらを変更する場合は甲乙協議する。

(引継ぎ、三者協議会等)

第5条 引継ぎ、三者協議会等は、次のとおりとする。

(1) 保育内容の継続性等を確認するため、三者協議会を開催することができる。

(2) 三者協議会は、甲、乙又は過半数の保護者のいずれかから要請があれば開催する。

(3) 乙は必要に応じ保護者を対象に「意向調査」を実施し、保護者の意向把握に努め、保育の向上を図る。

(4) 保育内容等に関する苦情については、苦情受付担当者や苦情解決責任者及び第三者委員による「福祉サービス苦情解決委員会」を設置し、問題解決に努める。

(5) 移管後、甲の保育士が6か月間の引継ぎ保育及びその後3か月間の巡回保育に参加する。

(建物等及び土地)

第6条 建物等及び土地は、別途「建物等譲与契約書」及び「土地使用貸借契約書」による。

(協定の期間)

第7条 協定の期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成〇〇年3月31日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市  
代表者 茨木市長 〇〇

印

乙 茨木市〇〇町 番 号  
社会福祉法人〇〇福祉会  
理事長 〇〇

印

平成 年度 茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領

茨木市は、茨木市立保育所民営化基本方針に基づき、平成 年度において次の要領により保育所を運営する移管先法人を募集します。

I 民間移管する保育所と所在地等

保育所名	所在地 (住居表示)	定員	施設の概要			
			敷地面積	建物延べ面積	所庭面積	建築年・建物構造
茨木市立 〇〇保育 所	茨木市〇〇〇 丁目〇番〇号	〇〇 人	〇〇.〇 ㎡	〇〇.〇 ㎡	〇〇.〇 ㎡	昭和〇年〇月 鉄筋コンクリート2階建
茨木市立 〇〇保育 所	茨木市〇〇町 〇番〇号	〇〇 人	〇〇.〇 ㎡	〇〇.〇 ㎡	〇〇.〇 ㎡	昭和〇年〇月 鉄筋コンクリート2階建

II 保育所の移管実施日

平成〇年(20〇年)〇月〇日

III 応募資格・条件

1 移管先法人

- (1) 現に茨木市内に法人本部を設置し、茨木市内で社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人であること。
- (2) 運営及び経営内容について、良好な実績を有する法人で、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (3) 社会福祉法及び児童福祉法その他関係法令を遵守し、法人自らが移管保育所を運営すること。
- (4) 保育所設置にあたっては、大阪府知事の認可を得ること。(設置にあたり必要な経費は、法人等の負担とする。)
- (5) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する法人であること。
- (6) 特別保育の実施に積極的に取り組むことができること。

2 移管条件

民営化にあたっては、移管先法人は移管予定の保育所が実施している保育内容等を継続して実施することを前提に、地域に根ざした運営に努めることとし、次の項目を移管後の履行事項として、義務づけます。



#### 〈保育内容〉

- (1) 保育内容は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を基本とし、保育計画、指導計画を作成し、実施すること。
- (2) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)その他関係法令に適合すること。
- (3) 原則として保育時間は前後30分の延長保育を含み、午前7時から午後7時とし、それ以上の保育時間の拡大(延長保育)することを妨げないこと。
- (4) 保育を実施する上で必要な経費として、保育料以外に延長保育料、給食費、傷害保険料(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度)以外を設ける場合は、当該保育所の保護者、移管先法人、茨木市で構成する三者協議会での協議事項とすること。
- (5) 法人は、損害賠償保険に加入するとともに、保護者へは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童のケガ等に備えること。
- (6) 原則として開園日は、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除き、月曜日から土曜日とし、休日保育の実施等でそれ以上に開園することを妨げないこと。
- (7) 給食のアレルギー児対応については、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に的確に対応すること。
- (8) 宗教食についても、前号と同様の配慮を行うこと。
- (9) 給食の献立は、月単位等であらかじめ保護者に通知するとともに、毎日の献立を展示すること。
- (10) 入所児童の健康診断は、年3回以上の内科検診並びに年2回以上のギョウ虫検査、年1回以上の歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診、尿検査を実施すること。
- (11) 障害児保育については、茨木市障害児保育実施要綱(平成14年4月1日)に基づき、本市と連携し保育を実施すること。
- (12) 保育の実施にあたっては、必要に応じて専門機関の助言を受けるなど適切に対応すること。

#### 〈保育士等〉

- (1) 保育士の配置は、本市の配置基準に合わせて下記のとおり行うこと。

0歳児クラス	乳児3人に対し保育士1人
1歳児クラス	幼児5人に対し保育士1人
2歳児クラス	幼児6人に対し保育士1人
3歳児クラス	幼児20人に対し保育士1人
4歳児クラス	幼児30人に対し保育士1人
5歳児クラス	幼児30人に対し保育士1人
- (2) 移管保育所に配置する保育士(常勤)の2分の1以上が、経験年数4年以上であること。
- (3) 施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有すること。

- (4) 専任の看護師を常勤で配置すること。
- (5) 栄養士を配置すること。
- (6) 移管後の保育所定員(弾力化後)構成及び受入年齢は、現状を継承しこれらを変更する場合は本市と協議すること。

〈引継ぎ・三者協議会等〉

- (1) 保育内容の引継ぎとして、平成〇年1月から3月の3か月間移管先法人の保育士(施設長予定者を含む)と保育を一緒に行う「合同保育」を実施し、移管先法人は職員の派遣について協力すること。また、合同保育に参加した保育士は必ず各クラスに配置すること。(合同保育に係る経費については、市が負担)
- (2) 看護師・用務員(調理員)についても、合同保育期間中に随時職員を派遣し引継ぎを受けること。(合同保育に係る経費については、市が負担)
- (3) 移管後、本市保育士が6か月間の引継ぎ保育と、その後3か月間の巡回保育に参加することに協力すること。ただし、三者協議会において合意を得たときは、引継ぎ保育及び巡回保育の期間について、短縮することを妨げない。
- (4) 移管先決定後及び移管後において、当分の間(移管時の園児が在園している間)、三者協議会を設置し、引継ぎ期間中を含め保護者の声を真摯に受け止め対応するとともに、三者のいずれか一者からでも要請があれば開催すること。
- (5) 保育内容等に関する苦情については、苦情受付担当者や苦情解決責任者及び第三者委員による「福祉サービス苦情解決委員会」を設置し、問題解決に努めること。
- (6) 移管条件や保育内容の継続性等については、三者協議会で確認し合うとともに問題点の改善に努めること。
- (7) 移管後、移管先法人は保護者を対象に「意向調査」を実施し、保護者の意向把握に努め、保育の向上を図ること。

3 建物等の譲与及び土地の貸与等について

- (1) 建物、プール、倉庫、その他の工作物及び保育所備品(以下「建物等」という。)は、現状のまま無償譲渡する。(無償譲渡契約は、市議会の議決を経た後締結します。)
- (2) 土地は、無償貸与する。ただし、使用貸借契約書を交わし、契約期間は3年を期限として更新することを妨げない。
- (3) 譲与を受けた建物及び貸与を受けた土地については、保育所の用途以外に使用しないこと。
- (4) 譲与を受けた建物等については、法人が所有権登記後、直ちに法人の基本財産に編入すること。
- (5) 移管後の建物等の維持管理については、移管先法人が責任をもって自己負担で行うこと。

#### IV 選考

- 1 選考は、「茨木市立保育所民営化移管先法人選考委員会」において、提出された書類の審査並びに運営責任者（理事長等）及び施設長（予定者を含む）の保育構想等についてヒアリングを実施します。

また、選考委員会として応募法人への現地視察を実施いたします。

- 2 応募法人名は、公開します。
- 3 選考結果は、書面で通知します。（8月初旬の予定）
- 4 選考された法人と、移管に関する協定書を締結します。
- 5 選考審査結果は、公開します。
- 6 提出された応募書類は、茨木市情報公開条例の規定に基づき公開されます。

#### V その他

- 1 応募にあたっては、1法人につき1保育所とする。
- 2 応募しようとする法人は、別途予定の現地説明会に出席すること。  
（法人が現地視察を希望するときは、事前に保育課の承認を得ること。）
- 3 選考された法人は、職員募集日程を別に定める期日までに保育課へ報告すること。
- 4 移管にあたっては、本市と締結する各契約事項等を誠実に履行すること。また、契約事項に違反し、継続しがたい行為を行った場合は、契約を解除することがある。
- 5 移管後、本市による移管保育所の立入調査等について協力するとともに、必要に応じて実施内容について本市への報告を求められた場合は、これに応じること。

#### VI 申込及び申込用紙の配付

- 1 申込用紙の配付  
平成〇年〇月〇日（〇）～平成〇年〇月〇日（〇）  
午前〇時～午後〇時〇分
- 2 申込期間  
平成〇年〇月〇日（〇）～平成〇年〇月〇日（〇）  
午前〇時～午後〇時〇分
- 3 申込場所  
茨木市 こども育成部 保育課まで、直接持参してください。

---

茨木市 こども育成部 保育課

電話 072-620-1638

FAX 072-622-9089

E-Mail hoiku@city.ibaraki.lg.jp

## 土地使用貸借契約書

茨木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇会（以下「乙」という。）とは、末尾記載の土地（以下「貸付物件」という。）の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（無償貸付）

第1条 甲は、その所有にかかる貸付物件を乙に無償で貸付けるものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までとする。

2 乙は、前項に定める貸付期間が満了する日までに書面をもって甲に申し出るときは、前項の貸付期間を更新するものとする。

（用途指定）

第3条 乙は、貸付物件を保育所用地としてのみ使用し、他の用途に使用してはならない。

（貸付物件の引渡し）

第4条 甲は、本契約締結の日をもって、乙に貸付物件を引渡したものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡、または転貸してはならない。

（保管義務）

第6条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって甲の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 貸付物件について維持管理、その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（実地調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対し、その状況に関して質問し、または貸付物件を調査させることができるものとする。

この場合、乙は、その調査を拒み、または妨げてはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができるものとする。

（貸付物件の返還）

第10条 乙は、貸付物件を返還するとき、または甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲と協議のうえ、甲の指定する期日までに貸付物件を現状に復して甲に返還し

なければならない。

(請求権の放棄)

第11条 乙は、貸付物件を返還するとき、または甲が第9条の規定により本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた有益費及び必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、法令の定めるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇〇日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市  
代表者 茨木市長 野村 宣一

乙 茨木市〇〇町〇番〇号  
社会福祉法人 〇〇〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

貸付物件の表示

所 在	茨木市〇〇町〇〇番ほか (別添図面斜線部分)
地 目	宅 地
地 積	〇〇〇〇. 〇〇㎡

(仮) 建物等譲与契約書

譲与人茨木市（以下「甲」という。）と譲受人社会福祉法人〇〇〇〇会（以下「乙」という。）とは、次の条項により建物等の譲与契約を締結する。

(譲与物件)

第1条 甲は、次の表に記載の建物（附帯設備及び備品を含む。以下「譲与建物」という。）を乙に譲与するものとする。

所在地	茨木市〇〇〇丁目〇番〇〇号
不動産	建物 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積〇〇〇.〇〇㎡ その他附帯設備
動産	遊具その他備品（別紙のとおり）

(所有権の移転)

第2条 譲与建物の所有権は、平成〇年4月1日に甲から乙に移転するものとする。  
2 譲与建物は、未登記のまま所有権を移転する。

(譲与建物の引渡し)

第3条 甲は、平成〇年4月1日に譲与建物をその所在する場所において、現状のまま乙に引き渡し、乙はその受領書を甲に提出するものとする。

(所有権移転の登記)

第4条 乙は、前条の規定により譲与建物の引渡しを受けたときは、乙の費用において必要な登記を行うものとし、甲はその登記に協力するものとする。

(担保責任)

第5条 乙は、この契約締結後譲与建物に瑕疵のあることを発見しても、甲に対して損害賠償の請求をすることができない。

(使用用途に供すべき期日及び期間)

第6条 乙は、譲与建物を、平成〇年4月1日（以下「指定期日」という。）から10年間（以下「指定期間」という。）、保育所用建物としての用途に自ら供しなければならない。

(権利義務の移転等の禁止)

第7条 乙は、指定期日から指定期間満了の日まで、甲の承認を受けずに譲与建物の所有権を第三者に移転してはならない。

(実施調査等)

第8条 甲は、指定期間中、随時、乙の譲与建物の使用状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。この場合乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約書に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第10条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに譲与建物を現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が譲与建物を現状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により譲与建物を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該建物の所有権抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 乙は、第9条の規定によりこの契約を解除された場合において、当該建物に投じた有益費、必要経費又はその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(公租公課の負担)

第12条 引渡し以降、譲与建物に賦課される公租公課については、乙の負担とする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の成立)

第16条 この契約は、仮契約であり、茨木市議会の議決がなされたときに、この契約と同一内容の本契約を別途締結する。

2 茨木市議会の議決が得られなかったときは、この契約は無効とする。この場合において乙に損害が生じることがあっても、甲は損害の責めを負わない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市  
代表者 茨木市長 野村 宣一 印

乙 茨木市〇〇丁目〇番〇号  
社会福祉法人 〇〇〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 印

## 建物等譲与契約書

譲与人茨木市（以下「甲」という。）と譲受人社会福祉法人〇〇〇〇会（以下「乙」という。）とは、次の条項により建物等の譲与契約を締結する。

### （譲与物件）

第1条 甲は、次の表に記載の建物（附帯設備及び備品を含む。以下「譲与建物」という。）を乙に譲与するものとする。

所在地	茨木市〇〇〇丁目〇番〇〇号
不動産	建物 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積〇〇〇. 〇〇㎡ その他附帯設備
動産	遊具その他備品（別紙のとおり）

### （所有権の移転）

第2条 譲与建物の所有権は、平成〇年4月1日に甲から乙に移転するものとする。

2 譲与建物は、未登記のまま所有権を移転する。

### （譲与建物の引渡し）

第3条 甲は、平成〇年4月1日に譲与建物をその所在する場所において、現状のまま乙に引き渡し、乙はその受領書を甲に提出するものとする。

### （所有権移転の登記）

第4条 乙は、前条の規定により譲与建物の引渡しを受けたときは、乙の費用において必要な登記を行うものとし、甲はその登記に協力するものとする。

### （担保責任）

第5条 乙は、この契約締結後譲与建物に瑕疵のあることを発見しても、甲に対して損害賠償の請求をすることができない。

### （使用用途に供すべき期日及び期間）

第6条 乙は、譲与建物を、平成〇年4月1日（以下「指定期日」という。）から10年間（以下「指定期間」という。）、保育所用建物としての用途に自ら供しなければならない。

### （権利義務の移転等の禁止）

第7条 乙は、指定期日から指定期間満了の日まで、甲の承認を受けずに譲与建物の所有権を第三者に移転してはならない。

### （実施調査等）

第8条 甲は、指定期間中、随時、乙の譲与建物の使用状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。この場合乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

### （契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約書に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。



(乙の原状回復義務)

第10条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに譲与建物を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が譲与建物を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により譲与建物を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該建物の所有権抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 乙は、第9条の規定によりこの契約を解除された場合において、当該建物に投じた有益費、必要経費又はその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(公租公課の負担)

第12条 引渡し以降、譲与建物に賦課される公租公課については、乙の負担とする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市  
代表者 茨木市長 野村 宣一

印

乙 茨木市〇〇丁目〇番〇号  
社会福祉法人 〇〇〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

印

## 茨木市立〇〇保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会設置要綱

### (設置)

第1 茨木市立保育所民営化基本方針（平成18年1月24日決定）に基づき、茨木市立〇〇保育所（第3第2項第5号において「移管市立保育所」という。）を社会福祉法人に移管するに当たり、移管候補の社会福祉法人（第2において「移管候補法人」という。）を適切に選考するため、茨木市立〇〇保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 移管候補法人の選考基準に関すること。
- (2) 移管候補法人の選考に関すること。
- (3) その他移管候補法人の選考に関し必要な事項

2 委員会は、移管候補法人の選考をしたときは、市長に選考結果を報告する。

### (組織)

第3 委員会は、委員7人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 児童福祉及び社会福祉に関し識見を有する者（2人）
- (2) 社会福祉法人の会計事務に関し識見を有する者（1人）
- (3) 茨木市民生委員児童委員協議会から推薦された者（1人）
- (4) 茨木市立保育所の所長経験者（1人）
- (5) 移管市立保育所の保護者（1人）
- (6) こども育成部担当副市長

### (任期)

第4 委員の任期は、委嘱又は任命された日から第2第2項に規定する市長への報告が完了する日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第8 委員会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2第2項に規定する市長への報告が完了した日に、その効力を失う。

## 茨木市立保育所民営化移管先法人申込参考資料

	ページ
1 民営化施設の概要	1
1) 概要	1
2) 全体配置図及び施設の状況	2～3
3) 入所状況等(平成21年4月現在)	4
4) 時間帯別在所児童数(平成21年4月現在)	5
2 茨木市私立保育所等運営補助金補助要綱	6～20
3 茨木市次世代育成支援行動計画	別冊
4 茨木市 保育の手引書	別冊
5 茨木市人権保育基本方針	21～24
6 茨木市人権保育カリキュラム	25～34
7 茨木市障害児保育実施要綱	35～36
8 茨木市立保育所完全給食事業実施要綱	37
9 茨木市立保育所の給食におけるアレルギー対策実施要綱	38～44
10 食物アレルギー代替食の調理メニュー(平成21年5月)	45～48
11 えいようだより(平成21年5月)	49

茨木市立保育所民営化移管先法人申込書

平成21年 月 日

(提出先) 茨木市長

住 所

法人名

代表者名

印

茨木市立保育所民営化に係る平成21年度茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領に基づき、茨木市立保育所の移管先法人募集について、下記の書類を添えて申し込みます。

移管希望保育所名	
----------	--

記

- 1 法人の沿革・基本理念
- 2 役員構成内訳書（理事長・施設長・理事・監事の履歴書等）
- 3 資金収支計算書：原本写
- 4 事業活動収支計算書：原本写
- 5 貸借対照表：原本写
- 6 財産目録：原本写
- 7 運営収支計画書（移管後3年間）
- 8 法人の登記簿謄本
- 9 法人の定款：原本写
- 10 別紙「茨木市立保育所民営化移管先法人応募に係る関連書類」一式

(注) ①その他、茨木市が必要と認めた書類等の提出を求められることがあります。

②上記3から6までの書類については、平成18年度から平成20年度までの3年度分を提出すること。

ただし、原本写には、理事長名で原本証明を行うこと。

担当者名

連絡先 電 話

FAX

茨木市立保育所民営化移管先法人応募に係る関連書類

移管希望保育所名

保育所

フリガナ

法人名

代表者名

## 茨木市立保育所民営化移管先法人応募に係る関連書類

	項 目	ページ
1	法人の基本姿勢	1～5
	① 基本理念と経営方針	1
	・個人情報保護	2
	・プライバシー保護	2～
	② 保育所運営の実績と今後の方針	3
	③ 民間保育所の役割と行政との協働	4
	1) 民間保育所の役割	4
	2) 人権保育	4
	3) 家庭支援や子育て、子育て支援の方策	4
	④ 応募理由	5
2	保育内容	6～20
	① 保育方針	6～7
	1) 保育計画	6
	2) 行事計画（年間・月間）	7
	3) 児童原簿	7
	4) 児童の個人記録	7
	② 保育職員（移管希望保育所に配置予定の職員）	8
	③ 職員の採用計画等	9～10
	1) 職員採用方法	9
	2) 職員間の連携	9～10
	3) 職員研修	10
	④ 管理者（理事長・施設長）	10
	⑤ 健康管理	11～15
	1) 衛生管理の取組	11
	2) 衛生管理実績	12～13
	3) 保健の取組	14～15
	⑥ 安全管理	16～18
	1) 子ども同士のトラブルへの対応	16
	2) 安全管理の実績と計画	16
	3) 災害防止の取組	17
	4) 施設・設備管理の取組	17～18
	5) 児童虐待への対応	18
	⑦ 給食管理	19～20
	1) 給食の取組と実績	19
	2) 個別食への対応	20
	3) 食育の取組	20
3	保育サービス	21～24
	① 特別保育	21
	② 障害児保育	21
	③ 家庭連携	22
	1) 入所児童の保護者の相談	22
	2) 個人・クラス懇談の方法・回数	22
	3) 保育参観の方法・回数	23
	④ 地域連携（園庭開放や学校等との連携）	23
	⑤ 合同保育	24
	1) 引継ぎ体制と保護者対応	24

茨木市立保育所移管法人選考評価表(平成18年度)

法人名	委員名		
選考ポイント		参考書類	得点
1 法人の基本姿勢【保育目標】 ① 社会福祉法人の基本理念と経営方針 (個人情報保護に関する方針を含む) ② 実績または今後の方針における運営の特徴 ③ 民間保育所の役割と行政との協働・協力に関する考え方 (人権保育、家庭支援、子育て・子育て支援など) ④ 今回の応募理由と意欲			計20点満点
2 保育内容とその向上【保育内容、サービスの向上】 ① 保育方針(理念・計画・指導) ② 保育職員 (保育士数と年齢構成・経験年数、栄養士・看護師等) ③ 職員の採用計画、研修、処遇 ④ 管理者(施設長・理事長の資格) ⑤ 特別保育 (延長保育、一時保育、早朝保育、休日保育、夜間保育) ⑥ 障害児保育 ⑦ 健康管理 (施設内の環境衛生・清掃、一般健診・歯科健診) ⑧ 安全管理 (いじめ・虐待対応、災害訓練、傷害保険、緊急時対応) ⑨ 給食管理 (日常の献立・調理の工夫、アレルギー食・宗教食、食育への取り組み) ⑩ 家庭連携 (連絡網、保育参観、個別面談、苦情処理) ⑪ 合同保育 (引継ぎ体制、三者協議会、満足度調査)			計50点満点
3 経営基盤【資金計画及び経理状況】			計10点満点
4 ヒアリングを通じた評価調整その他			計20点満点
		合計	／100



茨木市立保育所移管法人選考評価表(平成19年度)

法人名	委員名		
選考ポイント		参考書類	得点
1 法人の基本姿勢【保育目標】			計20点満点
① 社会福祉法人の基本理念と経営方針 (個人情報保護に関する方針を含む) ② 実績または今後の方針における運営の特徴 ③ 民間保育所の役割と行政との協働・協力に関する考え方 (人権保育、家庭支援、子育て・子育て支援など) ④ 今回の応募理由と意欲			
2 保育内容			計30点満点
① 保育方針 (理念・計画・指導) ② 保育職員 (保育士数と年齢構成・経験年数、栄養士・看護師等) ③ 職員の採用計画、研修、処遇 ④ 管理者 (施設長・理事長の資格) ⑤ 健康管理 (施設内の環境衛生・清掃、一般健診・歯科健診) ⑥ 安全管理 (いじめ・虐待対応、災害訓練、傷害保険、緊急時対応) ⑦ 給食管理 (日常の献立・調理の工夫、アレルギー食・宗教食、食育への取り組み)			
3 保育サービスの向上			計20点満点
① 特別保育 (延長保育、一時保育、早朝保育、休日保育、夜間保育) ② 障害児保育 ③ 家庭連携 (連絡網、保育参観、個別面談、苦情処理) ④ 地域連携 (園庭開放、学校等との交流) ⑤ 合同保育 (引継ぎ体制、三者協議会、満足度調査)			
4 経営基盤【資金計画及び経理状況】			計10点満点
5 ヒアリングを通じた評価調整その他			計20点満点
		合 計	／100

茨木市立保育所移管法人選考評価表(平成20年度)

法人名	委員名		
選考ポイント		評価内容	得点
1 法人の基本姿勢【保育目標】			計20点満点
① 社会福祉法人の基本理念と経営方針 (個人情報保護に関する方針を含む) ② 実績または今後の方針における運営の特徴 ③ 民間保育所の役割と行政との協働・協力に関する考え方 (人権保育、家庭支援、子育て・子育て支援など) ④ 今回の応募理由と意欲			
2 保育内容			計30点満点
① 保育方針 (理念・計画・指導) ② 保育職員 (保育士数と年齢構成・経験年数、栄養士・看護師等) ③ 職員の採用計画、研修、処遇 ④ 管理者 (施設長・理事長の資格) ⑤ 健康管理 (施設内の環境衛生・清掃、一般健診・歯科健診、 看護師の業務内容) ⑥ 安全管理 (いじめ・虐待対応、災害訓練、傷害保険、緊急時対応) ⑦ 給食管理 (日常の献立・調理の工夫、アレルギー食・宗教食、 食育への取り組み)			
3 保育サービスの向上			計20点満点
① 特別保育 (延長保育、一時保育、早朝保育、休日保育、夜間保育) ② 障害児保育 ③ 外国籍児童の保育 ④ 家庭連携 (連絡網、保育参観、個別面談、苦情処理) ⑤ 地域連携 (園庭開放、学校等との交流、地域子育て支援センター) ⑥ 合同保育 (引継ぎ体制、三者協議会、満足度調査)			
4 経営基盤【資金計画及び経理状況】			計10点満点
5 ヒアリングを通じた評価調整その他			計20点満点
		合計	／100

茨木市立保育所移管法人選考評価表(平成21年度)

法人名	委員名		
選考ポイント		評価内容	得点
1 法人の基本姿勢【保育目標】			計20点満点
① 社会福祉法人の基本理念と経営方針 (個人情報保護に関する方針を含む) ② 実績または今後の方針における運営の特徴 ③ 民間保育所の役割と行政との協働 (人権保育、家庭支援、子育て支援など) ④ 今回の応募理由と意欲			
2 保育内容			計30点満点
① 保育方針 (保育計画・行事計画 等) ② 保育職員 (保育士数と年齢構成・経験年数、栄養士・看護師等) ③ 職員の採用計画、職員間の連携、研修 ④ 管理者 (施設長・理事長の資格) ⑤ 健康管理 (衛生管理の取組、衛生管理実績、保健の取組) ⑥ 安全管理 (トラブルの対応、安全管理の実績、災害防止の取組、施設設備管理の取組、児童虐待への対応) ⑦ 給食管理 (給食の取組、個別食の対応 (アレルギー食・宗教食)、食育への取り組み)			
3 保育サービスの向上			計20点満点
① 特別保育 (延長保育、一時保育、早朝保育、休日保育等) ② 障害児保育 ③ 外国籍児童の保育 ④ 家庭連携 (保護者の相談、保育参観、個別面談、苦情処理) ⑤ 地域連携 (園庭開放、学校等との交流) ⑥ 合同保育 (引継ぎ体制、三者協議会、満足度調査)			
4 経営基盤【資金計画及び経理状況】			計10点満点
5 ヒアリングを通じた評価調整その他			計20点満点
		合計	／100

## 合同保育・引継保育等の体制について

### ■例 1（現状維持）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
→ 公立 →			→ 民営化 →								
合同保育			引継保育						巡回保育		

#### ★合同保育

移管先法人から、所長（主任）クラス1名、0～4歳クラスの担当各1名、合計6名の保育士が公立保育所に派遣され、実践を通じた引継ぎを行う。

##### 【勤務体制】

- ・月曜から金曜は、午前9時～午後5時（7.25時間）
- ・土曜は、3.5時間
- ・1月から3月（週6日）

##### 【看護師・用務員（調理員）】

- ・合同保育の期間中（3か月）に、5回

#### ★引継保育

市から、以下の勤務体制のとおり、保育士が移管先保育園に出向き、移管条件が正しく履行されるよう、指導・相談に応じる。

##### 【勤務体制】

- ・(A) 4月から6月（週5日）  
所長クラス1名、乳児・幼児クラス各1名、合計3名  
月曜から金曜、午前9時～午後5時
- ・(B) 7月から9月（週3日）  
乳児・幼児クラス各1名、合計2名  
月曜から金曜のうち、週3日、午後9時～午後5時

#### ★巡回保育

市から、所長クラス1名が、週1日、移管先保育園に出向き、引継ぎの仕上げを行う。

##### 【勤務体制】

- ・月曜から金曜（時間指定なし）

■例 2 (改善の方向性 1)

1月	2月	3月
→ 公立 →		
合同保育		

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
→ 民営化 →											
引継保育											

★合同保育

移管先法人から、所長（主任）クラス 1 名、乳児・幼児クラス各 1 名、合計 3 名の保育士が公立保育所に派遣され、実践を通じた引継ぎを行う。

【選択制】

保護者及び移管先法人からの意見・提案を踏まえ、1 月から 3 月までの 3 か月のうち、希望する期間（最低 1 か月）を選択する。

【勤務体制】

- ・月曜から金曜は、午前 9 時～午後 5 時（7.25 時間）
- ・土曜は、3.5 時間
- ・1 月から 3 月（週 6 日）

【看護師】

- ・合同保育の期間中（選択制）、1 か月間を引継期間とし、勤務体制については、保育士に準ずる。

【用務員（調理員）】

- ・合同保育の期間中（選択制）に、5 回

★引継保育

市から、所長クラス 1 名、乳児・幼児クラス各 1 名、合計 3 名の保育士が移管先保育園に出向き、移管条件が正しく履行されるよう、指導・相談に応じる。

【勤務体制】

- ・原則、月曜から金曜、午前 9 時～午後 5 時
- ・4 月から翌年 3 月（週 5 日）

※ただし、三者協議会において、合意を得たときは、引継保育の期間について、短縮することを妨げない。

★改善点

- ①合同保育の選択制の導入、
- ②引継保育の充実、
- ③看護師の引継期間の充実
- ④巡回保育の廃止

### ■例 3 (改善の方向性 2)

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
→ 公立 → → 民営化 →												
合同保育			引継保育									

#### ★合同保育

移管先法人から、所長（主任）クラス1名、乳児・幼児クラス各1名、合計3名の保育士が公立保育所に派遣され、実践を通じた引継ぎを行う。

##### 【勤務体制】

- ・月曜から金曜は、午前9時～午後5時（7.25時間）
- ・土曜は、3.5時間
- ・3月のみ（週6日）

##### 【看護師】

- ・3月の合同保育の1か月間を引継期間とし、勤務体制については、保育士に準ずる。

##### 【用務員（調理員）】

- ・3月の合同保育の1か月間に、5回

#### ★引継保育

市から、所長クラス1名、乳児・幼児クラス各1名、合計3名の保育士が移管先保育園に出向き、移管条件が正しく履行されるよう、指導・相談に応じる。

##### 【勤務体制】

- ・原則、月曜から金曜、午前9時～午後5時
- ・4月から翌年3月（週5日）

※ただし、三者協議会において、合意を得たときは、引継保育の期間について、短縮することを妨げない。

#### ★改善点

- ①保育士の確保等に配慮し、合同保育を短縮
- ②引継保育の充実
- ③看護師の引継期間の充実
- ④巡回保育の廃止

○児童福祉施設最低基準（抜粋）

（昭和二十三年十二月二十九日）

（厚生省令第六十三号）

第一章 総則

（この省令の趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下最低基準という。）は、この省令の定めるところによる。

（昭三一厚令三三・一部改正）

（最低基準の目的）

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（昭六二厚令一二・一部改正）

（最低基準の向上）

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長とする。）」と、「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

- 4 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と読み替えるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（昭三一厚令三三・昭六〇厚令三一・昭六二厚令一二・平七厚令五・平一〇厚令一五・平一二厚令四四・平一二厚令一〇〇・平一二厚令一二七・平一六厚令二七・平一八厚令八九・一部改正）

（最低基準と児童福祉施設）

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（昭六二厚令一二・一部改正）

（児童福祉施設の構造設備の一般原則）

第五条 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 2 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（昭六二厚令一二・旧第六条繰上・一部改正）

（児童福祉施設と非常災害）

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（昭六二厚令一二・旧第七条繰上・一部改正）



(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(昭五四厚令一九・一部改正、昭六二厚令一二・旧第八条繰上・一部改正)

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(平一七厚労令二二・追加)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(昭五四厚令一九・全改、昭六二厚令一二・旧第九条繰上)

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(昭六二厚令一二・旧第十条繰上・一部改正)

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(平一六厚労令一七八・追加、平二一厚労令三七・一部改正)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(平一〇厚令一五・追加、平一六厚労令一七八・旧第九条の二繰下)

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(昭四八厚令二〇・全改、昭五四厚令一九・一部改正、昭六二厚令一二・旧第十一条繰上・一部改正、平一〇厚令一五・平一六厚労令一・一部改正)

(食事)

第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(昭四八厚令二〇・全改、昭五四厚令一九・一部改正、昭六二厚令一二・旧第十二条繰上・一部改正、平一七厚労令二二・平二〇厚労令八九・一部改正)

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行わ

れた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 児童福祉施設の長は、第一項の健康診断に当たつては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。
- 4 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 5 児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(昭四〇厚令五五・昭四四厚令一二・昭五四厚令一九・一部改正、昭六二厚令一二・旧第十三条繰上・一部改正、平一〇厚令一五・平一二厚令一二八・平二一厚令三七・一部改正)

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(昭三三厚令五〇・昭四五厚令五一・昭五四厚令一九・一部改正、昭六二厚令一二・旧第十五条繰上・一部改正、平一七厚令二二・一部改正)

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(昭六二厚令一二・旧第十六条繰上・一部改正)

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(平一六厚労令一七八・追加)

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(平一二厚令一一二・追加、平一二厚令一二八・一部改正、平一六厚労令一七八・旧第十四条の二繰下、平一七厚労令二二・一部改正)

第二章から第四章 (略)

## 第五章 保育所

### (設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
  - イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
  - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又

		<p>は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
三階	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
四階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(昭三三厚令五〇・昭四二厚令四六・一部改正、昭六二厚令一二・旧第五十条繰上・一部改正、平一〇厚令一五・平一二厚令九九・平一四厚令一六八・一部改正)

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努め

ること。

(平一八厚労令一五五・追加、平二二厚労令七五・一部改正)

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第六条第二項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上)、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(昭三九厚令二一・昭四〇厚令五五・昭四二厚令四六・昭四四厚令一二・昭四八厚令二〇・一部改正、昭六二厚令一二・旧第五十三条繰上・一部改正、平一〇厚令一五・平一〇厚令五一・平一〇厚令一六・平一八厚労令一五五・平二二厚労令七五・一部改正)

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(昭六二厚令一二・旧第五十四条繰上)

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。

(昭六二厚令一二・旧第五十五条繰上・一部改正、平一八厚労令一五五・平二〇厚労令五七・一部改正)

(保護者との連絡)



第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(昭六二厚令一二・旧第五十六条繰上・一部改正)

(公正な選考)

第三十六条の二 就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(平一八厚労令一五五・追加)

(利用料)

第三十六条の三 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

(平一八厚労令一五五・追加)

第六章から附則（略）

